



利用規約

ケアハウス
ローゼンヴィラ藤原

目 次

〔施設利用規約〕

◆火災予防上お守りいただきたい事項	2
◆保安・安全管理上おまもりいただきたい事項	2～3
◆貴重品・お預り品及び遺失物のお取り扱いについて	3
◆その他、お守りいただきたい事項	3

〔サービス利用規約〕

・居室提供について	4
・巡回サービス	4
・ナースコールについて	4
・生活相談について	5
・健康管理サービス	5
・食事サービス	6～8
・入浴サービス	8
・余暇活動支援サービス／外出行事サービス	8
・洗濯サービス	9
・身体介護サービス	9～10
・理容、美容サービス	10
・清掃サービス／軽作業サービス	10
・寝具貸与サービス	11
・介護保険サービスの利用について	11
*ご要望、苦情の受付／その他の注意とお願い	11～12

ケアハウス ローゼンヴィラ藤原 『施設利用規約』

社会福祉法人 千葉県福祉援護会(高齢福祉サービス部)

平成20年 11 月1日

当施設では、ご入居者に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規約を定めておりますので、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、止むを得ず施設内諸サービスのご利用をお断りすることがあります。また、場合によっては損害をご負担いただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

◆火災予防上お守りいただきたい事項

1. 喫煙は、居室もしくは所定の喫煙所のみと決めさせて頂いております。火災の原因となりやすい場所での喫煙(寝たばこ、館内の歩行中)はおやめ下さい。なお、タバコの火の始末は必ず灰皿を使用して下さい。
2. 居室内には石油ストーブ、ガスコンロ等の持ち込み、ご使用はおやめ下さい。
その他、電化製品をお持ち込みになる場合は、必ず職員にご相談下さい。
3. 消防用設備等に触れることは、安全の維持に支障が生じますのでおやめ下さい。
4. お線香、ロウソク等の使用は出火の原因となりますので、火の取り扱いには充分なご注意をお願いいたします。

◆保安・安全管理上お守りいただきたい事項

1. 館外へお出掛けの際は、職員に一言お声をお掛けくださいますようお願いいたします。

2. ご訪問(面会)の際は、必ず訪問客記録簿へのご記入をお願いいたします。

※訪問時間は、9時頃から18時頃までとなっております。なお、時間外での訪問は職員までご連絡下さい。

3. 安全管理上において危険と判断される品物については、お持ち込みをお断りいたします。

◆貴重品、お預かり品及び遺失物のお取り扱いについて

1. 現金・貴重品等については、施設の方で預りすることは出来ません。お部屋を留守にする場合は、居室の扉の施錠を行い入居者ご自身で事故防止に努めて下さい。(現金・貴重品等の紛失については、施設側は責任を負いかねます)
2. ご留守中に届いた宅配便を一時的に事務室で預りすることが出来ます。宅配便が届く場合は予め事務室へお知らせ下さい。なお、着払いや代金引換の対応は出来ません。
3. 落し物、忘れ物等及び関連法令に該当する遺失物はお取り扱いいたします。

◆その他、お守りいただきたい事項

1. 他のご入居者のご迷惑となるような行為、犬、猫、その他の動物、発火または引火性の物、悪臭を発生する物、その他法令で所持を禁じられている物のお持込みは、おやめ下さい。
2. 許可なく、居室、ロビー等を営業行為(展示、広告、宣伝、販売等)などの目的にご使用することは、堅くお断りいたします。
3. 館内や居室内の備品等の状況を著しく変更したり、用途以外のご使用になることはおやめ下さい。

〈居室の提供〉

1. 居室は、個室と 2 人部屋をご用意しております。ご入居申込時にご希望を伺い、心身の状況を考慮の上で決定させていただきます。
2. 居室の提供に係る費用は、別紙「重要事項説明書【別紙料金表】」に記載されている金額をお支払いいただきます。
3. 居室内の模様替えについては、契約書で定めること以外として便座・流し台の蛇口交換、カーテンの交換をすることができます。なお、カーテン類は防炎加工された品物をご使用していただき、工事を要する場合は必ず専門業者の方に行っていただいで下さい。その他の模様替えについては、職員へご相談ください。
4. 居室の変更は原則できないものとする。ただし、契約事項に該当する場合は、契約書の第31条に基づき協議することになります。
5. 2人居室から1人居室へ変更する場合は、1人居室の空き及び待機状況を鑑みて対応させていただきます。

〈巡回サービス〉

1. 緊急時や体調不良時は必要に応じて巡回いたします。

〈ナースコール〉

1. 居室と浴室に職員を呼び出す事のできる「ナースコール」が設置されております。体調不良時等はボタンを押して下さい。また、口頭・合図による呼び出しでも対応いたします。(併設の特別養護老人ホーム職員が 24 時間対応することが出来ます)

〈生活相談〉

1. ご入居者が安心して自立した生活が営めるよう、生活相談員が介護・福祉・保健・医療に関する相談に応じることが出来ます。
2. ご家族等については、ご入居者が安心して自立した生活が営めるよう、施設で生活上必要なことについて、都度ご連絡いただくようお願いいたします。
3. ご家族等と施設が連携してご入居者の自立した生活が支援できるよう、定期的な面会等をお願いいたします。

〈健康管理サービス〉

1. 健康管理の一環として、健康診断の機会をご提供いたします。なお、費用については実費分をご入居者にご負担していただきます。
2. 健康状態把握のため、検診や診察結果及び薬の処方状況については、都度お知らせ下さい。
3. バイタルチェック(血圧・検温)は、体調不良時など随時行うことが出来ます。
4. 薬の服薬及び管理は、ご入居者自身で行っていただきますが、自己管理が出来ない場合は施設の方で行うことが出来ます。なお、費用については別紙「有償サービス一覧」のとおりとなっております。
5. ご入居者の体調に変化があり、医師の診断が必要と判断した場合は、主治医もしくは施設の協力医療機関へ連絡の上で必要な措置を講じます。なお、付き添いについては家族等をお願いいたしますが、緊急時等は職員が付き添うことも出来ます。
6. 付き添い介助を必要とする場合の医療機関への受診については、ご家族で付き添いをしていただくか、介護保険サービスをご利用下さい。なお、緊急を要する場合で止むを得ず家族が付き添えない時は、有償サービスをご利用することが出来ますのでご相談下さい。なお、費用については別紙「有償サービス一覧」のとおりと

なります。(但し、職員の勤務状況により応じられない場合もあります)

7. 医療機関までの送迎については、ご家族の自家用車か外部送迎業者(タクシー等)をご利用下さい。なお、緊急を要する救急時は、この限りではありません。
8. 流行性のインフルエンザについては、予防接種をお願いすることがあります。

〈食事サービス〉

1. お食事代について

* お食事の料金は、別紙「重要事項説明書【別紙料金表】」に記載されている金額をお支払いいただきます。

2. お食事のキャンセルについて

* ご入居者本人の都合によるキャンセルは、原則として食事開始時間2時間前までに手続きされた場合に限りです。それ以降は料金を頂きますのでご了承ください。尚、緊急入院等による場合は除きます。なお、朝食については前日の夕食時となります。

3. お食事開始時刻について

朝食・・・7時45分～ 昼食・・・12時00分～ 夕食・・・17時45分～

4. 食事場所について

* お食事は食堂をご利用ください。原則的には居室にて召し上がることはご遠慮いただいております。なお、食堂の座席につきましては、ご入居者の身体状況を考慮した上であらかじめ施設の方で決めさせていただきます。(席替えは定期的実施いたします)

5. 配膳・下膳について

* 台車からの配膳及び下膳は、原則ご入居者の方で行っていただきますが、身体的な理由で行えない場合は職員が行います。

* 疾病等により一時的に介護が必要な場合は、居室への配膳・下膳を行うことが出来ます。なお、費用については別紙「有償サービス一覧表」のとおりとなっております。

6. お食事の内容について

* お食事は一般食のほか代替食、減塩食、ダイエット食をご用意することが出来ます。この場合には通常のお食事代で提供させていただきます。

* お食事は、一般調理された形態で提供される他、ご入居者の咀嚼や飲み込む力などの状況に応じて、刻み食やブレンダー食(ミキサーにかけて飲み込みやすい形態)でご提供することも出来ます。

* 代替食は次の場合にご用意出来ます。

食物アレルギー等で食べられないものがある場合、替わりのお食事をご用意しております。

* 減塩食は、ご本人並びにご家族のご希望と栄養士の情報提供、医師の指示に基づいてご用意いたします。

* その他、疾病等による食事に関することは、栄養士が個別にご相談に応じます。

8. 献立について

* 献立は事前に掲示及び配布でお知らせいたします。

* 食材の調達の都合で献立が変更になる場合があります。

9. 選択食について

* 朝食の主食について「パン、ご飯、お粥」をお選びいただけます。

10. 季節の食事会について

* 月に1度、趣向をこらしたお食事や季節行事に合わせた食事をご用意しております。なお、季節のお食事会は別途食材費等の実費が必要となります。

11. ゲスト食について

- * 面会者等へのお食事をご用意することが出来ます。ご注文はお食事時間2時間前となります。なお、朝食については前日の夕食時までとなります。
- * ゲスト食の費用は、別紙「有償サービス一覧」のとおりとなっております。

12. 外出行事時の食事について

- * 施設の方で外出行事を企画致します。その際の食費、諸経費は自費となります。

13. 衛生管理について

- * 食中毒防止のため、保健所の指示にて5月1日から9月30日まで(天候により10月初旬まで延長あり)生ものをお出しできませんのでご了承ください。また、期間中は生もの等を施設内に持ち込むこともご遠慮いただきます。
- * 食事時に提供される食事については、事故防止のため居室等への持ち帰りすることは出来ません。

〈入浴サービス〉

1. 浴室の利用時間は、毎日 15:00～20:00 となっております。
2. 浴室には、桶・椅子は備えてありますが、石鹸やシャンプー等の消耗品は入居者の方で用意していただきます。
3. 体調が優れない場合等は、入浴をご遠慮下さい。
4. 飲酒後の入浴は事故防止のため、ご遠慮下さい。
5. 洗い場及び流し台での散髪・髪染め等は禁止となっております。(散髪や髪染め後の洗髪は構いません)
6. 入浴の順番は決まっておりますが、ヘルパー等の介助を受けて入浴される方がいる場合は、ご協力下さい。

〈余暇活動支援サービス〉

1. サークル活動「書道、体操、発声気功、カラオケ、読書等」を随時実施します。(一部実費徴収の場合があります)
2. 季節の行事を実施します。(予定は随時掲示にてお知らせいたします)

〈外出行事サービス〉

1. 買物外出や季節の行事を随時実施いたします。
2. 参加費は行事によって入場料などの自費がかかる場合があります。
3. ご入居者の体力や体調により参加できない場合があります。予めご了承下さい。

〈洗濯サービス〉

1. 洗濯室に全自動洗濯機・乾燥機を設置してあります。なお、利用料金は別途有償サービス一覧表に記載されている料金が必要になります。
2. 施設の洗濯室で洗濯できない衣類等については、外部クリーニング業者を自費にてご利用して下さい。

〈身体介護サービス〉

1. 疾病等により一時的な介護が必要になった場合は、ご家族の方で介護していただくようお願いいたします。なお、家族の方で対応できない場合は職員の方へご相談下さい。
2. 疾病等により一時的な介護が必要になった場合は、「体位交換・移動介助・衣類の着替え・整容等」を有償でサービスする事が出来ます。また、深夜については、一時疾病深夜介護を提供できます。なお、費用については別紙「有償サービス一覧」のとおりとなっております。

3. 使用する介護用品等は、ご入居者の方でご用意していただきます。
4. 医療行為を伴うサービスは提供出来ません。

〈理髪・美容サービス〉

1. 散髪・理容等については、敷地内に理美容室「リビュー」を設置しております。
2. 理美容サービスは、火曜日・金曜日の週2回営業しており、事前に予約することができます。なお、営業日については、都合により変更する場合があります。
3. 営業日の変更については、事前に理美容室入口に変更のお知らせをいたします。
4. 理美容の費用については、理美容室入口に掲示されております。(費用は自費負担となります)

〈清掃サービス〉

1. 館内共有部分(廊下、食堂、浴室、洗濯室)の清掃は、職員で実施いたします。
2. 館内共有部分の床ワックスは、施設が最低年1回実施いたします。
3. 居室内の清掃は、ご入居者やご家族の方で行っていただくか、介護保険の在宅サービスをご利用して下さい。

〈軽作業サービス〉

1. 疾病等により一時的な介護が必要になった場合は、「清掃、整理整頓」を有償でサービス提供することが出来ます。その場合の費用は、別紙「有償サービス一覧表」のとおりです。
2. 居室内の整理整頓は、ご入居者やご家族の方で行っていただくか、介護保険の在宅サービスをご利用して下さい。

〈寝具貸与サービス〉

1. ゲスト用として、貸し出し寝具をご利用することが出来ます。費用は実費分をご負担していただきます。
2. 寝具の貸し出し費用については、別紙「有償サービス一覧」に記載のとおりとなっております。

〈介護保険サービスの利用について〉

1. 疾病等の理由により一時的な介護が必要な場合は、施設の有償サービスを提供することができますが、継続的な介護が必要な場合は、介護保険制度の在宅サービスをご利用することが出来ます。
2. 在宅サービスご利用をご希望される場合は、利用に必要な手続きや概要についてご説明することが出来ます。

〈ご要望、苦情等の受付〉

1. ご入居者・ご家族等からのご要望、苦情等に対してできるだけ改善を図るべく努めておりますが、より速やかに対応できるよう、苦情解決委員会を設置し中立公正な立場にある第三者委員に直接皆様の声をお届けできる体制を整えております。

社会福祉法人 千葉県福祉援護会 『苦情解決委員会』

第三者委員名 横見 健治(元民生児童委員)／木村 尚子(当法人監事)

川崎 鉄男(福祉事業従事者)

連絡先 社会福祉法人 千葉県福祉援護会 苦情解決本部

TEL 047-429-6871

〈その他のご注意・お願い〉

（外出及び外泊）

- ・外出及び外泊はご自由にできます。その際は予め職員へ日程をお知らせの上、1階事務室の外出簿へご記入していただきます。
- ・玄関の開錠時間は、6:00～20:00となっております。時間外の出入りは職員へ予めご相談下さい。なお、20:00以降に戻られる場合は、玄関のインターホンをご利用下さい。

（ゲストの宿泊）

- ・宿泊はご自由にできますが、予め職員へ日程や人数等をお知らせください。

（防災管理）

- ・防災（火災・地震）に関する訓練を年3回実施いたします。ご協力お願い致します。
- ・タバコ等の火気類の取り扱いには十分にご注意ください。なお、石油ストーブやガスコンロの持ち込み及び使用は禁止となっております。

（飲酒について）

- ・飲酒は原則的に自由となっておりますが、健康上の理由や迷惑行為などがある場合は、お断り致します。

（迷惑行為等）

- ・ベランダを移動して他の居室へ移動することは、隣人への迷惑となりますので禁止となっております。
- ・テレビ、ラジオ等の音量は、隣人への迷惑とならないようご注意ください。

以上「利用規約」は、当施設をご利用いただくにあたり重要な事になっております。安全で快適な生活を過ごせますよう、ご入居者、ご訪問者の皆様に遵守していただくことをお願い致します。